

(令和 6 年度共同募金配分決定事業)

令和 7 年度在宅福祉援助費配分金交付申請手続きについて

令和 6 年度共同募金に対して配分申請があった事業について、配分が決定（令和 7 年 3 月 28 日付神共募発第 314 号文書）しました各団体は、下記のとおり配分金の交付（振り込み）手続きをお願いします。

1 提出書類：「令和 7 年度在宅福祉援助費交付申請書」

〔添付〕令和 7 年度収支予算書（任意様式）

※1 団体において、複数の事業を行っている場合は、団体全体予算書および配分決定事業部門のみの予算書をそれぞれ添付してください。

（1 団体で 1 事業の場合は、団体予算書を添付してください。）

2 提出先：事務所所在地の共同募金会（別紙「市区町村支会所在地」参照）

3 提出部数：川崎市所在の団体……………4 部（区支会・市支会・県共募・申請者控え）
川崎市以外の市町村所在の団体…3 部（市区町村支会・県共募・申請者控え）

※原本 1 部の他はコピー可（添付書類を含む）。 ※カラーコピー不可。

4 提出期間：令和 7 年 4 月 25 日(金) ～ 5 月 30 日(金)

5 注意事項

(1)「配分金振込先」に記載する口座名義等は、現在使用している金融機関の通帳の届出どおり正確にご記入ください。

(2)「寄付者へのありがとうメッセージ」欄は、他の記載事項と同様、必須項目ですので、必ずご記入ください。

6 配分金振込時期：令和 7 年 7 月 ～ 8 月

7 配分決定要件

(1)「受配者規程」の適用

配分金による事業の執行、および配分金の管理等につきまして、本会「受配者規程」が適用されます。

(2)「共同募金受配」の広報

共同募金運動は、県民皆さまの善意により支えられています。関係者はもとより、広く一般に配分金による事業内容の周知をお願いします。「交付申請書」にご記入いただく「寄付者へのありがとうメッセージ」は、インターネットで公開となります。あらかじめご了承ください。（令和 7 年度中に公開開始予定）

* 交付申請書の様式は、本会ホームページ (<https://www.akaihane-kanagawa.or.jp>)により、ダウンロードが可能です。【ダウンロード期間：令和 7 年 4 月 25 日～5 月 30 日】

【問い合わせ先】社会福祉法人神奈川県共同募金会

☎ 045 (312) 6339 / Fax 045 (313) 2529

Email : info@akaihane-kanagawa.or.jp

社会福祉法人神奈川県共同募金会・受配者規程

(配分対象事業及び受配者)

第1条 共同募金の配分対象事業は、次の各号に該当する事業とする。

- (1) 社会福祉法第2条第2項および第3項に規定する社会福祉事業。
- (2) 更生保護事業法第2条第2項または第4項に規定する更生保護事業。
- (3) その他社会福祉を目的とする事業で、本会理事会が特に承認した事業。
- (4) 第1号及び第2号の規定にかかわらず、別に定める「共同募金配分基準」により、配分対象事業を制限することができるものとする。

2 共同募金の配分を受けられる者は、前項に規定する事業を経営する者とする。

(受配申請)

第2条 共同募金の配分を受けようとするものは、社会福祉法人神奈川県共同募金会（以下「募金会」という）が指定する日までに、募金会所定の申請書に必要事項を記入し、募金会が指定する書類を添えて、募金会会長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請は、その所在地の市区町村共同募金会支会を経由するものとする。

3 支会は、前項の書類を受理したときは、直ちにこれを募金会会長に送達するものとする。

4 募金会に提出した申請書および添付書類の記載事項に変動が生じたときは、その理由を明らかにして直ちに届出るものとする。この場合、第2項および前項の規定を準用する。

(配分の決定)

第3条 募金会は、前条の規定により提出された申請書を審査し、別に定める「共同募金配分基準」に基づき配分を決定する。

(受配者の留意事項)

第4条 共同募金の配分を受けたものは、その資金が県民の善意の寄付である事に十分配慮し、正規の会計手続きに則って経理するとともに、収支計算書並びに貸借対照表に明瞭に表示しなければならない。

2 共同募金の配分を受けたものは、常に事業経営の合理化、公正化に努め、配分金が最大限活用されるよう努めなければならない。

3 配分金は、募金会が認めた事業以外に使用することはできない。

(調査)

第5条 募金会は、必要と認めたときは、配分金の使途並びに会計の取り扱いについて、随時実地に調査する。

2 配分を受けたものは、この調査を拒むことはできない。

(寄付金募集の禁止)

第6条 共同募金の配分を受けた者は、その方法、名目の如何を問わず寄付金募集またはこれに類似する行為をしてはならない。

(取得物件の管理期間)

第7条 共同募金配分金による取得した物件の管理期間は、物件取得日の属する年度終了後5年間とする。ただし、本会が認めた場合は、その期間を短縮することができる。

2 共同募金配分金による取得した物件について、前項に定める期間中は、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(配分金の返還)

第8条 共同募金の配分を受けた者が、この規程に違反し、若しくは配分の対象となった事業を実施しなかったときは、その配分金の全部または一部の返還を求めることがある。

(委任)

第9条 この規程の施行について必要な事項は、会長が別に定める。